

大通達甲（警務）第35号
令和3年12月28日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る出生サポート休暇等の運用について
（通達）

会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「会計年度任用職員等」という。）に係る休暇制度については、大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号。以下「会計年度職員訓令」という。）及び大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号。以下「臨時職員訓令」という。）に基づき運用されているところであるが、この度、これらの訓令が改正され、会計年度任用職員等に係る出生サポート休暇等の特別休暇が、令和4年1月1日から新設されること等に伴い、その運用について下記のとおり定めたので誤りのないようになされたい。

記

- 1 出生サポート休暇（会計年度訓令別表第1の6の項及び臨時職員訓令別表第1の6の項関係）
 - (1) 休暇の原因
不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
 - (2) 対象となる会計年度任用職員等
任用期間が6か月以上又は在職期間が6か月以上の会計年度任用職員等
 - (3) 休暇の期間
一の年度（臨時的任用職員にあっては、任用期間）において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の日又は時間
 - (4) 休暇の単位
1日又は1時間（残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用可能）
 - (5) 休暇の請求
会計年度任用職員等の休暇欠勤等処理簿（「会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休暇欠勤等処理簿の取扱いについて」（令和3年3月31日付け大示達甲（警務）第16号）第1号様式及び第2号様式）に医療機関の診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等の証明書類を添付して休暇を請求すること。
 - (6) 給与
有給
 - (7) 訓令の解釈

ア 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。

イ 「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。

2 出産補助休暇(会計年度訓令別表第1の9の項及び臨時職員訓令別表第1の9の項関係)

(1) 休暇の原因

配偶者が出産する場合

(2) 対象となる職員

任用期間が6か月以上又は在職期間が6か月以上の会計年度任用職員等

(3) 休暇の期間

ア 会計年度任用職員

配偶者の出産に係る入院の日から出産日以後2週間を経過する日までの間において2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

イ 臨時的任用職員

出産予定日から起算して4週間前の日（その日前に出産のため入院したときは、入院した日）から出産日以後2週間を経過する日までの間において3日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

(4) 休暇の単位

1日又は1時間（残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用可能）

(5) 休暇の請求

会計年度任用職員等の休暇欠勤等処理簿により休暇を請求すること。

(6) 給与

有給

(7) 訓令の解釈

「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 育児参加休暇（会計年度訓令別表第1の10の項及び臨時職員訓令別表1の10の項関係）

(1) 休暇の原因

配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 対象となる職員

任用期間が6か月以上又は在職期間が6か月以上の会計年度任用職員等

(3) 休暇の期間

ア 会計年度任用職員

出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後8週間を経過する日までの間において、5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

イ 臨時的任用職員

出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後8週間を経過する日までの間において、5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

(4) 休暇の単位

1日又は1時間（残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用可能）

(5) 休暇の請求

会計年度任用職員等の休暇欠勤等処理簿により休暇を請求すること。

(6) 給与

有給

(7) 訓令の解釈

ア 「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

イ 「子」には、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれるものとされる者を含むものとする。

4 留意事項

(1) 会計年度任用職員等に対する周知

所属長は、前記1から3までに掲げる休暇の内容等について、所属の会計年度任用職員等に周知すること。この場合においては、新たな会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書（会計年度職員訓令第8号様式）又は同意書兼宣誓書（臨時職員訓令第3号様式）の交付は要しないものとする。

(2) 会計年度任用職員の産前休暇及び産後休暇の有給休暇化

令和4年1月1日前に申出・届出があった、改正前の会計年度職員訓令又は臨時職員訓令に基づく同日をまたぐ産前休暇又は産後休暇は、同日以降の期間について有給の休暇となることに留意すること。

（警務課採用係）